

令和3年・4年度 松野町入札参加資格審査申請要領（共通）

1. 申請方法

- (1) 電子申請 新型コロナウイルス感染症対策等により、インターネットを利用した電子申請を推奨しております。申請は下記アドレスから行ってください。

<https://www.nssinsei.jp/matsuno-town>

- (2) 書類申請 電子申請が困難な場合は、下記提出先に持参又は郵送で必要書類を提出してください。

【提出先】

〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地

松野町役場総務課 管財担当

2. 受付期間

- (1) 定期受付 令和3年1月6日（水）から令和3年2月15日（月）【必着】

※持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた8時30分から17時15分までとする。

- (2) 追加受付 令和3年2月16日（火）から令和4年11月30日（水）【必着】

※持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた8時30分から17時15分までとする。

※令和2年度中に追加受付を行ったものについての入札参加資格の登録は令和3年5月1日に行います。

また、令和3年4月以降に追加受付を行ったものについては、審査完了後に入札参加資格の登録を行います。なお、登録は令和3年5月1日以降となります。

※申請を取下げた場合、資格の有効期間内（令和3・4年度）に当該資格の再申請をすることはできません。

3. 有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2か年間

※追加受付の場合は資格付与日から令和5年3月31日まで

4. 書類申請の提出方法

- (1) 提出書類はA4ファイル（色指定なし）綴じにより、持参または郵送により1部提出してください。

- (2) ファイルの表紙及び背表紙に申請の表題（「令和3・4年度松野町入札参加資格審査申請書」）及び商号または名称を必ず記載してください。
- (3) 提出書類は一覧表の順に並べてください。
- (4) 複数の業種区分（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品購入・その他業務委託）で申請書を提出する場合でもファイルは1冊としてください。その場合は、見出し（インデックス）を施してください。なお、見出しには業種区分を記載してください。
- (5) 受領票の必要な方は、返信用封筒または葉書に宛名を記載し、相応額の切手を貼付したものを同封してください。
- (6) 提出する封筒の表に【入札参加資格審査申請書在中】と朱書きしてください。

5 個人住民税の特別徴収について

本町では、すべての入札参加資格申請者に対し、松野町内に納税義務を有する従業員が存在する場合、個人住民税の特別徴収の実施を義務付けています。

【対象者】

松野町に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在する事業所（法人、個人事業主）が対象になります。

ただし、松野町に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない事業所においても、今後松野町に納税義務のある従業員を雇用した場合の誓約を行う必要があります。

【提出書類】

下記のいずれの場合も「個人住民税特別徴収にかかる誓約・確認書」を提出してください。

- (1) 松野町に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、すでに特別徴収を実施している事業所

今後も引き続き特別徴収を実施することを誓約するとともに、特別徴収義務者用の通知書の写しまたは最新の特別徴収の領収証書の写し等、実施を確認できるものを添付してください。

実施を確認できる写しを添付できない場合は、松野町役場町民課で確認を受けてください。

- (2) 松野町に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない事業所

今後、松野町に納税義務のある従業員を雇用した場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約してください。

6 社会保険等未加入対策について

本町では、建設業者の社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）未加入対策について、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で公正な競争環境を構築するために、国の主旨を踏まえて、未加入業者については入札参加資格審査申請を受け付けておりません。

【対象】

建設工事の入札参加資格審査申請の事業者

【確認方法】

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要です。

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。

7 審査結果通知

電子申請の場合は、審査完了時に審査結果をメールにて通知します。なお、申請受理時、審査開始時及び差戻し時もメールにて通知します。

書類申請の場合は審査結果等の通知は行いませんが、資格を有すると認めた者について有資格業者名簿に登録し、松野町ホームページに掲載し公表します。この名簿の公表をもって結果通知に代えるものとします。

8 その他の注意事項

- (1) 不足資料等があった場合は、書類が完備するまで名簿登録ができませんので、連絡後速やかに提出してください。
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設工事）及び建設業許可書の更新があった場合は、直ちにその写しを提出してください。
- (3) 物品購入・その他業務委託について、「希望する取扱品若しくは業務の種類」の物品購入は、物品・機器・製品等の納入（販売）です。物品納入以外のもの（役務）が業務委託となります。
- (4) 委任状、各証明書は、申請書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (5) 申請後、申請書類等に変更が生じた場合は、所定の変更届に必要な書類を添えて直ちに提出してください。
- (6) 申請後、入札参加資格を取下げることが生じた場合は、所定の取下げ届出書を直ちに提出してください。
- (7) 申請に使用できる文字は「JIS規格第1水準」及び「JIS規格第2水準」のみとしております。機種依存文字や旧字体等は使用せず、新字体等に置き換えて申請してください。（例：崎→崎、高→高、徳→徳）
- (8) 電子申請による受付は24時間行っておりますが、メンテナンス等により繋がらない場合があります。その場合は、時間をおいてから再度申請してください。

9 提出書類一覧

【建設工事】

(○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類)

※電子申請の場合は全て写しで可。

提出書類		法人	個人	備考
① 提出書類確認票		○	○	町様式
② 建設工事入札参加資格審査申請書		○	○	町様式 (その1～その3)
③ 技術者・技能労働者の略歴書		○	○	町様式
④ 使用印鑑届		○	○	町様式
⑤ 印鑑証明書 (写)		○	○	
⑥ 営業所一覧表		△	/	任意様式
⑦ 建設業許可通知書 (写)		○	○	
⑧ 工事経歴書		○	○	任意様式 直前2年度 (平成30年4月1日～ 令和2年3月31日の主な完成工事)
⑨ 登記事項証明書 (写)		○	/	
⑩ 身元が証明できる書類 (写)		/	○	
⑪ 税の未納がない旨の証明書 (写)	法人税、消費税及び地方消費税	○	/	納税証明書「その3の3」または「その3」
	所得税、消費税及び地方消費税	/	○	納税証明書「その3の2」または「その3」
	愛媛県税	△	△	契約に係る権限を有する事業所が愛媛県に納税義務がある場合のみ
	松野町税	△	△	契約に係る権限を有する事業所が松野町に納税義務がある場合のみ
⑫ 個人住民税特別徴収にかかる誓約・確認書		○	○	特別徴収確認書
⑬ 特別徴収義務者用の通知書の写しまたは最新の特別徴収の領収書の写し等		△	△	松野町に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在する場合のみ
入札・契約に関する権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること				
⑭ 委任状		△	/	任意様式も可
⑮ 建設業許可申請書別紙2 (写)		△	/	委任先営業所等の許可業種確認のため
⑯ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写)		○	○	申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの
⑰ 社会保険等への加入を証明する書類		△	△	総合評定値通知書において「未加入」の場合のみ
⑱ 技術者の在籍状況及び資格を証明する書類		○	○	資格に係る合格証明書及び免許証等 (写) 経営事項審査申請にかかる技術職員名簿等により代用可

【測量・建設コンサルタント等】

(○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類)

※電子申請の場合は全て写しで可。

提出書類		法人	個人	備考	
① 提出書類確認票		○	○	町様式	
② 建設工事等入札参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等)		○	○	町様式 (その1～その3)	
③ 測量等実績調書		○	○	町様式	
④ 技術者経歴書		○	○	町様式	
⑤ 使用印鑑届		○	○	町様式	
⑥ 印鑑証明書 (写)		○	○		
⑦ 営業所一覧表		△		任意様式	
明書 ⑧ 現状報告書または登録証	(ア) 測量業者	測量業者登録証明書	△	△	入札・契約等に係る権限を、営業所等に委任する場合、当該営業所に係る登録証明書を添付すること。
	(イ) 建築士事務所	建築士事務所登録証明書	△	△	
	(ウ) 建設コンサルタント 地質調査業者 補償コンサルタント	現況報告書 (直近)	△	△	
	(エ) その他	各登録証明書	△	△	
⑨ 登記事項証明書 (写)		○			
⑩ 身元が証明できる書類 (写)			○		
の証明書 (写) ⑪ 税の未納がない旨	法人税、消費税及び地方消費税	○		納税証明書「その3の3」または「その3」	
	所得税、消費税及び地方消費税		○	納税証明書「その3の2」または「その3」	
	愛媛県税	△	△	契約に係る権限を有する事業所が愛媛県に納税義務がある場合のみ	
	松野町税	△	△	契約に係る権限を有する事業所が松野町に納税義務がある場合のみ	
⑫ 個人住民税特別徴収にかかる誓約・確認書		○	○	特別徴収確認書	
⑬ 特別徴収義務者用の通知書の写しまたは最新の特別徴収の領収書の写し等		△	△	松野町に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在する場合のみ	
入札・契約に関する権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること					
⑭ 委任状		△		任意様式も可	

【物品購入・その他業務委託】

(○：必ず提出する書類・△：該当がある場合に提出する書類)

※電子申請の場合は全て写しで可。

提出書類		法人	個人	備考
①	提出書類確認票	○	○	町様式
②	物品購入・その他業務委託入札参加資格審査申請書	○	○	町様式(その1～その5)
③	使用印鑑届	○	○	町様式
④	印鑑証明書(写)	○	○	
⑤	営業所一覧表	△	/	任意様式
⑥	営業に必要な許可・認可等を得たことを証する書類	△	△	
⑦	登記事項証明書(写)	○	/	
⑧	身元が証明できる書類(写)	/	○	
⑨ 税の未納がない旨 の証明書(写)	法人税、消費税及び地方消費税	○	/	納税証明書「その3の3」または「その3」
	所得税、消費税及び地方消費税	/	○	納税証明書「その3の2」または「その3」
	愛媛県税	△	△	契約に係る権限を有する事業所が愛媛県に納税義務がある場合のみ
	松野町税	△	△	契約に係る権限を有する事業所が松野町に納税義務がある場合のみ
⑩	個人住民税特別徴収にかかる誓約・確認書	○	○	特別徴収確認書
	⑪ 特別徴収義務者用の通知書の写しまたは最新の特別徴収の領収書の写し等	△	△	松野町に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在する場合のみ
入札・契約に関する権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること				
	⑫ 委任状	△	/	任意様式も可

【問い合わせ先】

〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地

松野町役場総務課 管財担当

電話 0895-42-1111